

## 日本物理教育学会ホームページの作成・運用指針

### (目的)

第1条 この指針は、日本物理教育学会公式ホームページおよびこれにリンクする個人・組織のホームページについて、その作成・運用上従うべきルールを定めるものである。

### (基本指針)

第2条 日本物理教育学会ホームページは、学会の使命遂行と会員の利益のために作成する。日本物理教育学会公式ホームページからリンクするいかなる組織・個人のホームページも、検閲を受けることなく自由な情報発信を行うことができるが、日本物理教育学会公式ホームページの基本理念・精神に基づき、以下の各条に定めるところに従うものとする。

### (記載要領)

第3条 記載方法については次の点に留意する。

- (1) 最新情報を正確に、分かりやすく、しかも簡潔に記載するように努力する。
- (2) 外国からのアクセスを考慮して、日本語と英語の併記を進めるように努力する。
- (3) 可能な限り多くのブラウザで閲覧できるように努力する
- (4) 障害を有する者にも情報を伝えることができるように十分努力する。

### (記載権利・責任)

第4条 記載にあたっては以下の権利・責任を明確にする。

- (1) 情報提供の主体および著作権がいずれにあるのかを明確に記載する。
- (2) 提供情報に関する問い合わせ先を明確に記載する。
- (3) ホームページが掲載されているサーバ運用責任者に連絡する方法を明確に記載する。

### (記載内容に対する条件)

第5条 記載内容については以下の内容が含まれないように十分注意する。

- (1) 著作権などの知的所有権を侵害する情報
- (2) 虚偽情報・誹謗中傷やプライバシーを侵害する情報
- (3) 公序良俗に反する情報
- (4) 営利・宗教・政治・選挙の宣伝など、学会の活動目的に反する情報

### (ホームページ委員会の運用方針)

第6条 日本物理教育学会ホームページ委員会は以下の方針で公式ホームページの管理・運用を図る。

- (1) 表現の自由を尊重し、活発な情報提供を推進する。
- (2) 情報源の信頼性維持に努める。
- (3) 日本物理教育学会公式ホームページのトップページにリンクする場合、原則として許可を必要としないが、その下の階層へのリンクを希望する者は、ホームページ委員会に許可を求めなければならない。
- (4) 上に定めるホームページ作成・運営上の努力義務に反するような重大な問題には、細則に定めるところにより処理する。

### (改廃)

第7条 この指針の改正または廃止はホームページ委員会の議を経て理事会において行う。

以上